



申告期間は 2月16日(月)～3月16日(月)

税の申告・相談

国税庁チャットボット
税務職員ふたば



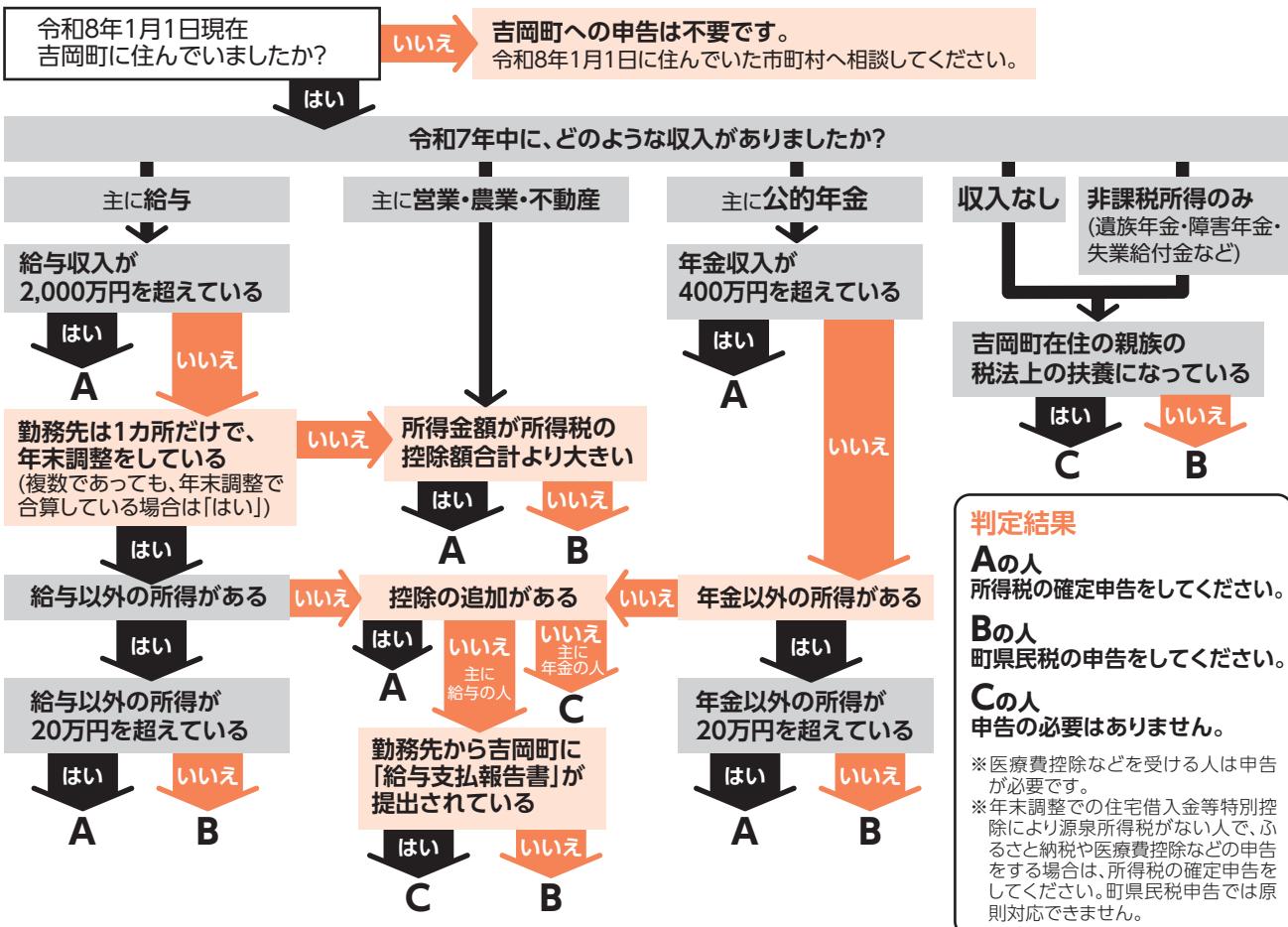
令和8年度町県民税申告および令和7年分確定申告について

問い合わせ先

町県民税 税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)
所得税 高崎税務署 ☎027-322-4711

申告が必要か確認しましょう

スタート



※フローチャートは一般的な例です。不明な点は税務室にお問い合わせください。

自宅でスマホ・パソコンから申告しましょう URL <https://www.keisan.nta.go.jp>

混雑緩和のため、確定申告書は自宅のスマホやパソコンで作成してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することで、申告書を作成できます。作成した申告書は、マイナンバーカードなどを使ってe-Tax(電子申告)で送信、または印刷して税務署へ提出できます。



▲スマートでの
申告はこち

スマホ申告のメリット

- シンプルな入力画面!
- 税額まで自動計算!
- どこからでも送信!
申告会場・税務署に出向く必要なし
- 確定申告期間中は
24時間いつでも利用可能!



マイナンバーカードとスマートフォン
(マイナンバーカード読み取対応)で申告

お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

作成方法は 動画でチェック!

動画で見る確定申告

検索



申告に必要なもの

□申告書

□本人確認書類

(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)

□個人番号確認書類

(マイナンバーカード・通知カードなど)

□本人名義の預金通帳

□収入が分かる書類

- ・源泉徴収票(給与・年金など)☆
- ・賃金支払報告書(日雇者など)
- ・収支内訳書
(営業・農業・不動産などの収入がある場合)
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書☆

□控除に必要な書類

- ・社会保険料額の分かるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・その他の証明書
(障害者手帳、学生証、在学証明書など)

※個人番号確認書類として
マイナンバーカードを提示
すれば、本人確認書類は
不要です。

※平成31年4月1日以降、申告
の際に上記☆の書類の添付
が不要となりましたが、相談
時には必要となりますので、
忘れずにお持ちください。

※すでに年末調整でこれらの控除
を受けている場合は、添付または
提示は不要です。

- ・医療費控除の明細書
(領収書の提出は不要ですが、5年
間は保存する必要があります。)

税の申告時に控除が受けられます

高齢者(65歳以上)の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない
人でも、同等の障害があると認定された場合は、所
得税や町県民税の障害者控除の対象者となること
があります。申請により認定された人には、障害者
控除対象者認定書を交付します。

▶対象 令和7年12月31日現在(令和7年中に死
亡した人は死亡日時点)、町内在住の65歳以上
の人が要介護認定を受けているか、要介護認定を受
けていなくても6ヶ月以上寝たきりの状態にあること
が証明できる人であって、町の障害者控除認定基
準に該当する人

※要介護認定を受けている人全員が障害者控除の
対象になるわけではありません。

※手帳を持っている人は、認定証の発行は不要です。

医療費控除用おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費
用について、所得税や町県民税の医療費控除の対
象となります。控除を受けるためには、医師が発行
する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、次の①・②どちらにも該当する場合、町
が発行する「介護保険の主治医意見書の内容確認
書」でも控除を受けることができます。

▶主治医意見書の内容確認書の発行対象

①控除の対象となる年において介護保険の要介護
認定を6ヶ月以上受けていること(有効期間が継
続していれば、複数の認定を組み合わせても可)
※要介護認定の期間に係るおむつ代のみ医療費控
除の対象です。

②主治医意見書の記載内容が一定条件に該当して
いること

もしおむつを使用した当該年の途中におむつ使
用者が死亡した場合、死亡日までに使用したおむ
つ代は医療費控除の対象となります。

※令和5年以前の控除を受けたい場合には条件が
異なります。

共通事項

▶交付申請 窓口で申請書を受け取り、申請してください。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

問い合わせ先

健康福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

役場での申告

町の会場で受け付けできない申告内容

- ①令和7年分以外の確定申告をする人
- ②山林所得や譲渡所得（土地・建物、株式など）がある人
- ③住宅借入金等特別控除を受ける人（年末調整で控除を受けている場合を除く。）
- ④東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けて所得税の軽減・免除を受ける人
- ⑤青色申告をする人
- ⑥ふるさと納税を申告する人
- ⑦先物取引に係る雑所得などのある人
- ⑧東京電力などの賠償金に係る申告をする人
- ⑨消費税の申告をする人

※町で受け付けできないものは、スマホやパソコンから申告するか、高崎税務署が開設する会場で申告してください。

場 所 コミュニティーセンター 2階大ホール



※2階へ上るのが困難な人や、特に申告すべき収入などがなく相談だけしたい人は、税務室窓口へお越しください。

受付時間 8:45～11:15、13:15～15:15

※混雑具合により、受付終了時間が早まる場合があります。

〈お願い〉

(1)混雑緩和のための対応について

滞在時間短縮のため、収支内訳書、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。

(2)町会場での作成・受け付け分確定申告書の税務署への電子的送付について

所得税等還付金がある場合の還付金の振込迅速化を図るため、令和4年以降受け付けした確定申告書を税務署へ電子的に送付します。なお、電子的に送付するためには申告者個々に所定の手続きをしていただく必要があります。手続きが必要な人については、申告・相談会場で別途ご案内します。

(3)インフルエンザや新型コロナウイルス感染リスク軽減のための対応について

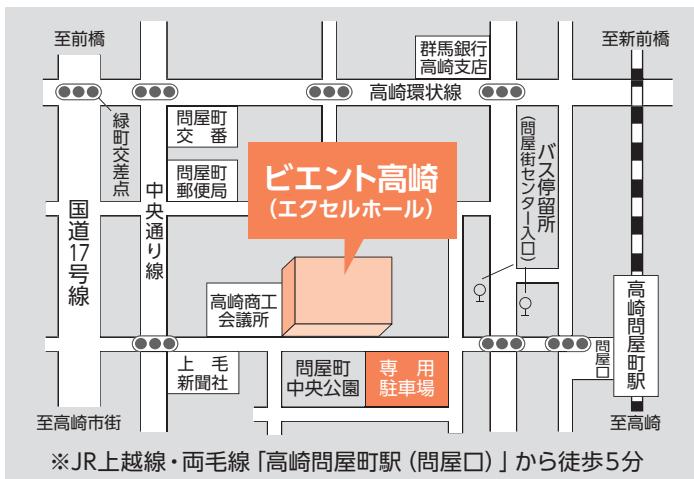
- ・37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合には、入場をお断りさせていただく可能性があります。
- 発熱症状などにより体調がすぐれない人は、無理をせずに、後日の申告をご検討ください。
- ・必要最小限の人数でお越しください。

〈注意事項〉駐車場などで職員が口座番号、暗証番号などを聞き取ることは絶対にありません。不特定多数の人が出入りする場所ではご注意ください。

地区別日程表

対象地区	期 日
大久保寺上(中町・上町・田端)	2月16日月
大久保寺上(三津屋1区・2区)	2月17日火
大久保寺上(三津屋3区・4区・町営住宅)	2月18日水
大久保寺下	2月19日木
下野田(北部全部)	2月20日金
下野田(原・宮下・中部)	2月24日火
北下	2月25日水
南下・陣場	2月26日木
小倉	2月27日金
上野原	3月 2日月
上野田	3月 3日火
町内全域	3月 4日水
溝祭(溝祭南部1区・2区・3区)	3月 5日木
溝祭(溝祭中部・北部1区・2区)	3月 6日金
駒寄(駒寄東・西、駒寄台東・中・西)	3月 9日月
駒寄(瀬来東・瀬来西)	3月10日火
漆原西	3月11日水
漆原東	3月12日木
町内全域	3月13日金
町内全域	3月16日月

高崎税務署が設置する会場での申告



場所

**ビエント高崎エクセルホール
(高崎市問屋町2-7)**

期間

2月16日(月)～3月16日(月)

※土・日・祝などを除く。ただし、3月1日(日)は開場。

受付時間

8:30～16:00

※混雑具合により、受付終了時間が早まる場合があります。

入場には事前予約をしてください

ご来場の際には、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をいただき、マイナンバーカードとパスワード(①署名用電子証明書用・②利用者証明用電子証明書用)をお持ちください。

※入場整理券は当日会場でも取得できますが、数に限りがあります。



◀国税庁
LINE公式アカウント



その他の注意事項

- 申告期間中は、高崎税務署での相談・申告はできません。
- 会場では、ご自分でスマートフォンやパソコンなどを操作して確定申告書を作成します。
- 医療費明細書や収支内訳書などは来場前に作成し、お持ちください。

ふるさと納税をした人へ

次のいずれかに当てはまる人は、ワンストップ特例制度の適用を受けられないため、ふるさと納税に係る寄附金控除を含めて所得税の確定申告が必要です。

- ふるさと納税に係る寄附金控除を含めず、所得税の確定申告・町県民税の申告をした人
- 6団体以上の自治体にふるさと納税をした人
- ワンストップ特例申告書を提出したが、記載住所などに不備があった人

問い合わせ先

高崎税務署 ☎027-322-4711

※自動音声案内に従い、該当の番号を選択してください。